

令和6年 第10回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和6年10月25日（金）

令和6年 第10回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和6年10月25日(金)	開催場所	上里町役場4階 協議会室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後3時		
議長	坂本 俊雄	議事参与者	小林 進 木村隆之 須田和宏		
出席した事務局職員	事務局長：岩崎賢二 事務局次長：坂本隆志 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	×	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	○	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和6年第10回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号7番 須田 和弘 委員 議席番号9番 藤島 廣二 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番～4番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町〇〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 面積は487㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定になります。転用目的は分家住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在、借家に居住しておりますが、申請地は妻の親が所有しており妻の実家にも近く住み慣れた環境であることから自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△△の△ 〇〇 〇〇氏外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△、面積は386㎡、地目は畑、権利内容は、売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在、本庄市の貸住宅に居住しておりますが、今のアパートでは手狭になるため自己用住宅を建築したく申請するものです。</p>

		<p>3番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△ 株〇〇〇〇、譲渡人 東響と〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△外2筆 340㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は駐車場、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地です。宅地に接続しています。当該地は昭和57年に一般住宅建築を目的に農地転用許可済でしたが、目的が達成されないため譲受人が駐車場として借りておりました。今回譲受人が取得することを目的とし、転用許可を取り直すものです。</p> <p>4番、譲受人 本庄市〇〇△△△ 〇〇〇〇氏外1名、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 234㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅です、、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしておりますが、結婚を機に自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>議 長 以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員、推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>柴崎久男委員 1番について 問題ありません。</p> <p>柴崎久男委員 2番について 問題ありません。</p> <p>北畑光男委員 3番について 問題ありません。</p> <p>坂本 茂委員 4番について 問題ありません。</p> <p>議 長 それでは質疑のある方は順次発言をお願いいたします。</p>
--	--	---

<p>日程第3 議案第31号 農用地利用集積計画（案） について</p>	坂本茂委員	3番ですが、駐車場で借りているという事ですが、プレハブが建っていても良いのですか。参考までに教えて下さい。
	事務局	元々一般住宅を建築するためという形での転用許可を取っておりますので、問題ありません。
	坂本茂委員	住宅予定だったんですね。わかりました。ありがとうございます。
	議長	他にございませんか。
	議長	質疑がないようですので採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	議長	ご異議なしと認め、申請通り許可相当とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
	議長	挙手全員でありますので、申請通り許可相当とすることに決定いたします。
	議長	日程第3、議案第31号、農用地利用集積計画(案)について提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事務局	議案第31号、農用地利用集積計画（案）農用地利用集積計画案についてご説明いたします。この議案は、利用権設定による農地の貸し借りについての審議となっております。上里町では、5月1日と11月1日設定の年2回、利用権設定による農地の貸し借りの受付を行っているところでございますが、今回は11月設定として、農業委員会に申請いただいた農地です。この利用権につきましては、法律が改正となりまして、今年度末で廃止となりますので、今回が最後の申請分となっております。今後の貸し借りにつきましては、農地中間管理事業のみとなりますのでご相談などを受けた場合には、そのようにお話しさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。計画内容につきましては4ページの利用集積計画の概要表をご覧ください。利用権の期間ごとに分けた表になります。例年ですと5年間の貸し借りが主でありましたが、今回は最終のため、利用権が良いという方につきましては、10年の申請をされる方が多く見られました。一番下の合計欄

		<p>をご覧くださいますと、申請面積は田んぼが3万8,635㎡、畑は12万647㎡で、合わせまして15万9,282㎡となっております。詳細内容につきましては、5ページから7ページに記載されております左側から利用権設定を受ける農地、設定を受ける者として耕作者、次に設定をする地権者、最後に利用権設定の期間や賃料が記載されております。利用権設定を受ける者の要件としましては農地を効率よく耕作していると認められる、農業を常時従事している、農業によって自立しようとする意欲と能力を有するなどを備えることが必要となっております。説明は以上です。こちらの利用集積計画につきましては、審議が必要となりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>議長 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、小林進委員、木村隆之委員、須田和弘委員におかれましては議事の関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、一時退席をお願いします。</p> <p>～委員退出～</p> <p>議長 長 はい、それでは質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>議長 長 質疑がないようですので、採決したいと思いますがお異議ございませんか。</p> <p>議長 長 ご異議なしと認め、提案どおり承認とすることに賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>議長 長 挙手全員でありますので、提案のとおり承認とすることに決定いたします。</p> <p>議長 長 事務局に申し上げます。小林進委員、木村隆之委員、須田和弘委員の復席をお願いいたします。</p> <p>～委員復席～</p>
--	--	--

<p>日程第4 議案第32号 農用地利用集積計画「期間 借地」(案)について</p> <p>[その他]</p>	議 長	<p>日程第4、議案第32号、農用地利用集積計画「期間借地」案について、提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>議案第32号農用地利用集積計画期間借地につきましてご説明いたします。こちらの議案につきましては、農用地利用集積計画期間借地の決定に関わる議決となります。今回の申請件数は51件でして、11月から6月までの麦作期間の使用貸借となっております。こちらはひびきの農産株式会社が、期間借地の設定をしている農地ということで記載されております。表の見方ですが、左から、土地の所在、地番、地積、貸付人、ここは麦をひびきの農産に出荷している耕作者名になります。次に設定期間、貸付年数、一番右側が土地の地権者の名前となっております。田んぼが4万3,042㎡、畑が3万1,994㎡、合計で7万5,036㎡の申請がありました。説明は以上になります。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
	議 長	<p>それでは質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	議 長	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますがご異議ございませんか。</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、原案の通り計画することに賛成委員の挙手をお願いします。</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、原案の通り計画することに決定といたします。</p>
	議 長	<p>以上で本日用意しました議案の審議を終了します。</p>
	議 長	<p>続きまして、その他として事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>～その他～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月定例総会について 11月25日(月)午後1時半 上里町役場協議会室 ・農地の売買価格について 	

[閉 会]	会 長 代 理	<ul style="list-style-type: none">・忘年会について 親睦会委員に一任で決定・遊休農地の地図の提出について・活動報告書の提出について <p>以上で全ての日程が終了いたしました慎重審議をいただき、ありがとうございました。 これをもちまして本日の定例総会を閉会いたします。</p>
----------	---------	--

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和6年10月25日

議 長

印

(須田和弘委員)

署 名 人

印

(藤島 廣二委員)

署 名 人

印